

<p>誤</p>	<p>(1) グループ通算制度特有の調整前の課税標準となる法人税額</p> <p>住民税（法人税割）の課税標準となる法人税額は、グループ通算制度を適用した後の法人税額となる。</p> <p>具体的には、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、所得税額控除、外国税額控除、租税特別措置法の税額控除の適用を受ける前の法人税額となる（地法 23①四、292①四）。</p> <p>また、<u>i.</u> 通算法人が中小企業技術基盤強化税制の適用対象となる中小企業者等に該当する場合には、中小企業技術基盤強化税制の税額控除、<u>ii.</u> 通算法人が中小企業者向け賃上げ促進税制の適用対象となる中小企業者等に該当する場合には、特別試験研究費の税額控除、地域未来投資促進税制の税額控除、地方拠点強化税制の設備投資減税又は雇用促進税制の税額控除、賃上げ促進税制の税額控除、5 G 投資促進税制の税額控除、DX 投資促進税制の税額控除、カーボンニュートラル投資促進税制の税額控除等を適用した後の法人税額が住民税の課税標準となる法人税額となる（地法附則 8 ①～⑫、地法 23①四、292①四）。</p>
<p>正</p>	<p>(1) グループ通算制度特有の調整前の課税標準となる法人税額</p> <p>住民税（法人税割）の課税標準となる法人税額は、グループ通算制度を適用した後の法人税額となる。</p> <p>具体的には、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、所得税額控除、外国税額控除、租税特別措置法の税額控除（<u>大企業が適用する場合に限る</u>）の適用を受ける前の法人税額となる（地法 23①四、292①四）。</p> <p>ここで、租税特別措置法の税額控除については、<u>i.</u> 中小企業投資促進税制、<u>中小企業経営強化税制、沖縄の特定地域において工業用機械等</u>を取得した場合の税額控除、<u>ii.</u> 通算法人が中小企業技術基盤強化税制の適用対象となる中小企業者等に該当する場合には、中小企業技術基盤強化税制の税額控除、<u>iii.</u> 通算法人が中小企業者向け賃上げ促進税制の適用対象となる中小企業者等に該当する場合には、特別試験研究費の税額控除、地域未来投資促進税制の税額控除、地方拠点強化税制の設備投資減税又は雇用促進税制の税額控除、賃上げ促進税制の税額控除、5 G 投資促進税制の税額控除、DX 投資促進税制の税額控除、カーボンニュートラル投資促進税制の税額控除等を適用した後の法人税額が住民税の課税標準となる法人税額となる（地法附則 8 ①～⑫、地法 23①四、292①四）。</p>